

廃 第 1 5 7 6 号  
平成29年12月14日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 (1) 被処分者  
所在地 千葉県山武郡芝山町菱田1054番地1  
名称 旭日環境有限会社  
代表者 代表取締役 池 明春
- (2) 許可内容  
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業  
許可の番号 第01200126445号  
許可年月日 平成28年10月31日  
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (3) 処分年月日 平成29年12月14日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し
- (5) 行政処分の理由

旭日環境有限会社は、平成29年9月14日及び15日に許可を有している産業廃棄物収集運搬業の範囲外となる産業廃棄物の積替え・保管を行った。

この行為は、事業の範囲を変更しようとするときは、知事の許可を得なければならない、と規定する法第14条の2第1項違反である。

また、同社は、平成29年9月15日に産業廃棄物処分業の許可を有していないにも関わらず、産業廃棄物である廃プラスチック類を同社事業地内の圧縮プレス機に投入し加工した。

この行為は、産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない、と規定する法第14条第6項違反である。

さらに、同社は、平成29年4月4日から7月27日までの間、排出事業者から交付を受けた産業廃棄物管理票 (以下「管理票」という。) に、中間処理業者への産業廃棄物の運搬を終了していないにも関わらず、終了した等の虚偽の記載を行い、管理票交付者に管理票の写しを送付した。

この行為は、受託した産業廃棄物の運搬を終了していないにもかかわらず、管理票交付者に管理票の写しの送付をしてはならない、と規定する法第12条の4第3項違反である。

上記より、同社は、法第14条の3第1号（違反行為をしたとき）に該当するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分基準（平成24年3月23日制定）により、法第14条の3の2第1項第5号（違反行為をし、情状が特に重いとき）に該当する。

2 (1) 被処分者

所在地 神奈川県横浜市神奈川区反町一丁目6番地4  
名称 株式会社ユーテック  
代表者 代表取締役 田島 洋介

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業  
許可の番号 第01200193054号  
許可年月日 平成29年8月24日  
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 平成29年12月14日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社ユーテックは、平成29年12月1日に山梨県知事から法第14条の3の2第1項第2号の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを受けた。

この事実により同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号二）に該当した。

環境生活部廃棄物指導課 監視指導室 指導担当 吉橋・越後谷 TEL 043-223-2684 FAX 043-221-5789
--